令和７年度

たつの市地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護）

整備事業候補者公募要項

令和７年８月

たつの市福祉部高年福祉課

# **１　公募の趣旨**

たつの市では、「第９期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進めています。

　　本公募は、質の高いサービス及び事業の継続性の確保、また、整備事業候補者の

選定に公正かつ公平を確保する観点から、認知症対応型共同生活介護事業所を整備する事業候補者の募集を行うものです。

# **２　募集する地域密着型サービスの種類等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス種別 | 整備数 | 定員 | 整備圏域 |
| （介護予防）認知症対応型共同生活介護 | １施設 | ２ユニット（１８人） | たつの市内全域 |

○応募できる提案は１件とし、複数の応募はできません。

○１施設２ユニット、１ユニットの定員は９人とします。

○２箇所以上で整備することはできません。

# **３　応募要件**

## **(１)　応募資格**

　 　　以下のア～キ全ての要件を満たす法人であること。

ア　応募時点で法人格を有していること。

イ　応募事業者自らがサービスを提供し、本市の指定を受けるものであること。

ウ　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の２第４項各号及び同条第

６項各号並びに第１１５条の１２第２項各号及び同条第４項各号の規定に該当

しないこと。

エ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ　法人の代表者及び役員が、たつの市暴力団の排除に関する条例（平成２４年条例第１号）第２条第１号から第３号までに規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

キ　法人及び法人の代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。

## **(２)　応募計画**

以下のア～サ全ての要件を満たす計画であること。

ア　令和９年３月３１日までに介護保険法に基づく指定を受け、事業を開始できること。

イ　都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法などの利用制限や規制など、法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画が可能であることを確認した整備予定地であること。

　※整備予定地は、開発行為等の許認可が確実に得られるものであること。

ウ　整備予定地は、当該土地に抵当権等の事業存続の支障となりうるような権利設定がないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。

エ　整備予定地が借地の場合、事業存続に支障のない期間（３０年間以上）の賃貸借契約の締結が確実であること。

オ　建物については、法人所有であること。

カ　たつの市介護保険サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第２６号）のほか、介護保険法、老人福祉法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守したものであること。

キ　資金計画及び事業計画が適正であること。また、長期的に適正で安定した事業運営ができること。

ク　整備にかかる資金の調達が確実であること。

ケ　理事会等において、事業所整備及びサービス提供について、協議し賛同を得ていること。

コ　地域密着型サービスは、地域の理解と協力が必要であるため、事業所整備及びサービス提供について、地域住民に十分な説明を行い、賛同を得られるよう計画すること。

サ　住宅地又は住宅地と同程度に、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できる地域であること。

# **４　応募手続き**

## **(１)　事業者説明会**

## ア　日　　時　令和７年９月３日（水）　午後２時から

イ　場　　所　たつの市役所新館３０１・３０２会議室

ウ　参加人数　１法人３人まで

エ　そ の 他　当日、公募要項一式をご持参ください。

## **(２)　応募に関する質問等の提出**

公募に関する質問は、質問書（別紙様式）により、質問受付期間内に提出してください。

ア　受付期間

令和７年９月４日（木）～９月１７日（水）午後５時まで

イ　受付方法

質問内容を簡潔にまとめ、質問書により必ず電子メールで高年福祉課に提出してください。なお、メールタイトルには「整備事業候補者の公募に関する質問（事業者名）」と明記し、メール送信後、速やかに電話で当該メールの着信確認をしてください。

○Email：konenfukushi@city.tatsuno.lg.jp

○Tel：0791-64-3187

## **(３)　応募に関する質問等の回答**

質問書の提出があった場合、その質問及び回答内容を令和７年９月２２日（月）

までに、市ホームページに掲載します。

## **(４)　応募に関する質問等の留意事項**

以下の点に留意の上、質問書を提出してください。

ア　公平を期すため、電子メール以外の窓口、電話等での質問には、お答えしません。

イ　審査選定内容や指定基準など法令等により確認できる事項、他の応募事業者に関する情報等の質問には、お答えしません。

## **(５)　応募書類の提出**

ア　応募申込書・開設提案書等の提出

　　　　本公募への申込みを希望される法人は、事前に電話にて来庁日時を連絡してから、次の書類を高年福祉課に直接ご持参ください。

応募書類のうち市の指定様式は、市ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

　　　**(ア)　応募申込書の提出書類等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 主な内容等 | 様式 |
| １　応募申込書 | ①事業参入理由②事業を行うに当たっての基本方針③理事会等の会議録（法人代表者による原本証明が必要） | 様式1任意様式 |
| ２　事業者概要 | ①法人の概要②法人の理念・運営方針③法人の経歴・事業実績④法人の経営状況⑤過去の指導状況⑥代表者の経歴⑦役員の構成　等⑧事業者の概要（既に運営している事業の詳細がわかるもの）　※パンフレット等 | 様式1-1様式1-2様式1-3任意様式 |
| ３　誓約書 |  | 様式1-4 |
| ４　法人の定款の写し | 法人代表者による原本証明が必要 |  |
| ５　法人の登記事項証明書 | 正本に添付するものはコピー不可（３か月以内に発行されたもの） |  |
| ６　法人の納税証明書(滞納がない旨の証明) | 地方税の納税証明書（法人市民税、固定資産税等）国税の納税証明書（法人税、消費税・地方消費税等）※応募時点から直近３年間分のもの※完納証明書でも可 |  |
| ７　決算書類 | 貸借対照表事業活動計算書もしくは損益計算書資金収支計算書もしくはキャッシュフロー計算書等※直近３年間のもの | 任意様式 |

**(イ)　開設提案書の提出書類等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 主な内容等 | 様式 |
| １　施設整備計画 | ①整備計画関係②事業スケジュール③法的各種開発規制④資金計画 | 様式2-1様式2-2様式2-3様式2-4 |
| ２　施設運営計画 | ①介護サービス向上に係る基本的な考え方②身体的拘束の適正化及び虐待防止対策③個人情報、秘密保持④非常災害への対応⑤事故防止・安全対策及び事故発生時の対応⑥苦情処理⑦衛生管理⑧地域等との連携⑨地域住民の意向状況 | 様式2-5様式2-6 |
| ３　従事職員の体制計画 | ①人材確保に係る取組②職員の資質向上に係る取組③職員の離職防止に係る取組④管理者の経歴⑤職員の人員配置等 | 様式2-7様式2-8様式2-9 |
| ４　サービス収支見込 | サービス収支見込 | 様式2-10 |

イ　提出期間

令和７年９月２９日（月）～１０日２４日（金）

平日の午前９時から午後５時まで

ウ　提出先

たつの市福祉部高年福祉課運営指導係（たつの市役所新館１階）

エ　提出部数

　　 　正本１部、副本（正本のコピー）９部

## **(６)　応募書類提出に当たっての留意事項**

以下のア～コに留意の上、応募書類を提出してください。

ア　市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

イ　提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ　応募書類の提出に当たっては、受付期間終了直前を避け、余裕をもって提出してください。

エ　応募書類は、「(ア)応募申込書の提出書類等」、「(イ)開設提案書の提出書類等」の順とし、表紙、背表紙に「令和７年度たつの市地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護）整備事業候補者応募申込書　応募事業者名」と記載したＡ４ファイルに綴じて、提出してください。

オ　応募書類の用紙サイズは、証明書類など所定様式のものを除き、Ａ４又はＡ３以外は使用しないでください。

カ　応募書類は､可能な限り両面印刷とし､ホッチキス等で綴じないでください。キ　目次を作成の上、応募書類の最初のページに添付し、項目ごとに白表紙を入

れ、インデックスを付けてください。

ク　正本には、すべて原本を添付してください。なお、契約書類等で原本の提出ができないものについては、代表者が原本証明を行ってください。

|  |
| --- |
| (例）この写しは原本と相違ありません。○○年○○月○○日○ ○ 法人△ △ △ △理事長□ □ □ □　印 |

ケ　応募締切後は、応募事業者の都合による応募書類の修正・追加はできません。ただし、市からの指示により書類を修正・追加する場合を除きます。

コ　押印する印鑑は、印鑑登録している法人の印鑑を押印してください。

# **５　選定方法及び事業者指定**

## **(１)　整備事業候補者の選定**

## ア　書類審査及び面接審査

整備事業候補者は、本市が定める選定基準に基づき、書類審査及び「整備事業候補者選考委員会」による面接審査により選定し、「たつの市地域密着型サービス運営委員会」から意見を聴取した上で、市長が決定します。

なお、応募事業者が１者の場合は、当該１者について審査します。

選定された整備事業候補者が辞退又は選定を取り消された場合は、次点の整備事業候補者を繰り上げて選定する場合があります。

また、今回の募集において応募事業者がいない場合や審査結果により本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、整備事業候補者の選定を行わないことがあります。

**(ア)　選定基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 確　認　事　項 |
| １ | 応募事業者の概要、経営基盤 | 法人の理念、介護保険事業等の運営実績、経営状況等 |
| ２ | 事業運営計画 | 運営方針、資金計画、利用者負担等 |
| ３ | 施設整備・設備 | 整備計画、開発関連法令との整合性、立地条件、建物の安全性・利便性・配慮等 |
| ４ | 施設運営 | サービス提供の考え方、安全対策・緊急時の対応等 |
| ５ | 地域等との連携 | 地域・利用者家族との交流、運営推進会議、近隣住民・自治会への説明・同意等 |
| ６ | 従事職員の体制 | 人材確保、職員の資質向上、職員の離職防止等 |

　〇合計得点が６割に満たない場合は選定しないものとします。

**(イ)　面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング）**

○開催日：令和７年１１月中旬予定
○面接は、応募事業者の説明と質疑を行います。
○面接には、原則として、法人代表者、管理者（就任予定者）及び応募に関する担当者の３名が出席してください。
　なお、やむを得ない場合には、あらかじめ本市の了承を得ることで、代理出席も可能とします。また、外部からの参加は認められません。
○応募事業者が面接に欠席した場合には、選定対象から除外します。
○面接の日時、場所は、応募書類の提出後、各応募事業者へ通知します。
○整備事業候補者として選定された場合、応募内容を厳守し、選定の際に指摘された事項は、必ず改善を行ってください。

## **(２)　事業者の指定**

整備事業候補者に選定された後、本市へ事業所指定申請をしていただきますが、指定基準に満たない場合は、指定を行いません。

　　　　また、指定基準を満たさないこと等により事業所指定を受けることができない場合又は５の(３)の選定の取消しになった場合には、８の補助金を返還していただきます。

　　　　なお、指定を行う際は、「たつの市地域密着型サービス運営委員会」から意見を聴取した上で、指定の可否を決定します。

（指定申請の時期、具体的な内容については、選定後に別途お知らせします。）

## **(３)　審査の打ち切り、選定の取消し**

以下のア～キのいずれかに該当した場合は、審査の打ち切り又は選定を取り消すこともありますので、十分に留意してください。

ア　提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合や面接審査において虚偽の説明を行ったことが判明した場合

イ　本要項に違反又は逸脱した場合

ウ　応募した法人の役員又は職員もしくはその関係者が、本市の職員又は選定委員会委員に対して直接的又は間接的に業者決定に関する働きかけを行った場合

エ　たつの市の指示又は承認がなく、事業計画を変更した場合

オ　介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明した場合、その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

カ　事業を辞退した場合

キ　応募要件を満たさなくなった場合

## **(４)　結果の通知**

選定結果は、応募事業者に対して文書により通知します。また、整備事業候補者名等は市ホームページで公表する予定です。

なお、選定結果に対する異議は受け付けません。

# **６　その他留意事項**

(１)　本公募の応募に係る一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(２)　審査の結果、不採択になったことによる応募事業者の不利益について、市は一切その責を負いません。

(３)　選定が取消しになったことによる整備事業候補者の不利益について、市は一切その責を負いません。

(４)　土地等の売買確約書又は賃貸借確約書の締結並びに地元自治会等への説明等に当たっては、整備事業候補者の選定に係る応募段階にあることを利害関係人に十分説明し、誤解を生じないよう注意してください。

(５)　応募事業者と本公募に係る応募計画における整備予定地（建物）権利者又は地域住民等との間で生じた問題、トラブル等は、応募事業者が責任をもって解決することとし、市は一切その責を負いません。

(６)　本選定により、土地建物関係の法令上の制限解除及び介護保険法に基づく許可等を保障するものではありません。

(７)　応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(８)　応募書類の提出をもって、応募事業者は公募内容を承諾したものとみなします。

**７　応募及び選定日程(予定）**

スケジュールを十分ご確認の上、ご応募ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　　期 | 内　　　容 |
| 令和７年８月８日（金） | 公募要項と応募書類様式を市ホームページに掲載 |
| 令和７年９月３日（水） | 事業者説明会開催 |
| 令和７年９月　４日（木）～９月１７日（水） | 質問受付期間 |
| 令和７年９月２２日（月） | 質問回答期限 |
| 令和７年９月２９日（月）～１０月２４日（金） | 応募書類の受付期間 |
| 令和７年１１月中旬 | 面接審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ・ﾋｱﾘﾝｸﾞ） |
| 令和７年１１月下旬 | たつの市地域密着型サービス運営委員会の意見聴取 |
| 令和７年１２月上旬 | 選定結果通知選定結果を市ホームページで公表 |
| 令和９年１月～３月 | 介護保険法に基づく指定申請たつの市地域密着型サービス運営委員会の意見聴取介護保険法に基づく指定サービス提供開始 |

# **８　施設整備に関する補助金（令和７年８月現在）**

(１)　兵庫県の地域介護拠点整備補助金を財源とし、令和８年度に市の予算の範囲内で整備費等の補助を行う予定です。ただし、当該補助金の交付は、兵庫県による本市に対する令和８年度の補助金の内示が前提となりますので、補助金の交付は確約されたものではありません。よって、応募に当たっては、公的補助金を見込まずに計画を作成してください。

また、補助単価は現時点のものであり、今後変更となる可能性があります。

(２)　補助金を受ける場合は、兵庫県の内示後に事業者主催の一般競争入札により工事請負業者を選定し事業着手してください。市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならないため、事前に建設業者を任意で決定することはできません。

　　　　ただし、補助金交付を希望されない場合は、事業候補者選定後に事業着手されても構いません。

(３)　補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間が経過する前に転用や廃棄等の処分を行う場合は、事前に厚生労働大臣の承認が必要です。経過年数や財産の転用、譲渡等の目的等に応じて、補助金の返還が生じることがあります。

(４)　補助上限額　※参考（令和７年度）

ア　施設整備費　　　1施設につき３９，６００千円

イ　開設準備経費　　９８９千円×定員数

# **９　情報の公開**

# (１)　応募事業者から提出された応募書類は、たつの市情報公開条例（平成１７年条例第２４号）の規定に基づき情報公開の対象とします。ただし、情報公開の対応は整備事業候補者決定後とします。

# (２)　応募書類に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき、開示することを前提としますので、応募書類の内容で企業秘密等の理由により不開示を希望する部分については、脚注等でその部分を特定した上で明記してください。ただし、開示の可否は、情報公開時に判断します。

 （３） 開示する場合、応募書類は、その写しを作成し使用することができるものとします。

(４)　整備事業候補者以外の応募書類については、不開示とします。

(５)　応募事業者数、整備事業候補者名及び整備事業候補者選考委員会の評価点（総合点）については、整備事業候補者決定後に市ホームページで公表します。

# **１０　本公募に関する問合せ先**

たつの市福祉部高年福祉課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

Tel：0791-64-3187

Fax：0791-63-0863

Email：konenfukushi@city.tatsuno.lg.jp